

市第63号議案

横浜市総合保健医療センター条例の一部改正

横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例

横浜市総合保健医療センター条例（平成4年3月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「介護老人保健施設」の次に「及び同条第29項に規定する介護医療院」を加える。

第9条第1号中「（精神科デイ・ケア施設にあっては、ウに掲げる額を除く。）」を削り、同号ア中「ウに規定する短期入所療養介護等及び」を削り、同号イ及びウを次のように改める。

イ及びウ 削除

第9条中第2号の3を第2号の4とし、第2号の2を第2号の3とし、第2号中「食費及び居住費」を「食費の基準費用額及び居住費の基準費用額」に改め、「基準費用額の」の次に「それぞれの」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(2)の2 介護医療院において、介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第29項に規定する介護医療院サービス又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護医療院サービス等」という。）を受けるときは、同法の規定により定められた介護医療院サービス等

に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費の基準費用額及び居住費の基準費用額又は滞在費の基準費用額のそれぞれの範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

第 9 条第 3 号中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市総合保健医療センター条例の規定に基づく横浜市総合保健医療センターを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

横浜市総合保健医療センターにおいて、病床の一部を介護医療院の用に供するため、横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市総合保健医療センター条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（施設）

第 3 条 前条各号に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。

（第 1 号省略）

(2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設 及び同条第 29 項に規定する介護医療院

（第 3 号、第 4 号及び第 2 項省略）

（利用料金）

第 9 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

(1) 診療所及び精神科デイ・ケア施設において診療を受ける場合は、次に掲げる額 （精神科デイ・ケア施設にあつては、ウに掲げる額を除く。）

ア 一般診療（ウに規定する短期入所療養介護等及びエからキまでに規定する診療を除く。以下同じ。）を受けるときは、次に掲げる算定方法又は基準（以下「算定方法等」という。）により算定した額。ただし、消費税法（昭和 63 年法律第 10 8 号）第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に 1.1 を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(ア) から (ウ) まで省略)

イ及びウ 削除
イ

ウ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号
）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有す
るものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法
第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第 26
項に規定する介護療養施設サービス又は同法第 8 条の 2 第 10
項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「短期入所療
養介護等」という。）を受けるときは、同法の規定により定
められた短期入所療養介護等に係る費用の額並びに同法の規
定により厚生労働大臣が定める食費及び居住費又は滞在費の
基準費用額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める
額

(エ) から (キ) まで省略)

- (2) 介護老人保健施設において、介護保険法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーション又は同法第 8 条の 2 第 6 項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）を受けるときは同法の規定により定められた通所リハビリテーション等に係る費用の額、同法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第 28 項に規定する介護保健施設サービス又は同法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護保健施設サービス等」という。）を受けるときは同法の規定により定められた介護保健施設サービス等に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める 食費の基準費用額及び居住費の基準費用額
食費及び居住費

又は滞在費の基準費用額のそれぞれの範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

(2) の 2 介護医療院において、介護保険法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第 29 項に規定する介護医療院サービス又は同法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護医療院サービス等」という。）を受け
る場合は、同法の規定により定められた介護医療院サービス等に
係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める
食費の基準費用額及び居住費の基準費用額又は滞在費の基準費用
額のそれぞれの範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定め
る額

(2) の 3 (本文省略)

(2) の 2

(2) の 4 (本文省略)

(2) の 3

(3) 診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の特別室を利用する場合は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

(ア、イ、第 4 号及び第 5 号省略)